

立体映像産業推進協議会 規約

(名 称)

第1条 この会は、立体映像産業推進協議会(Consortium of 3-D Image Business Promotion)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、立体映像産業全体のビジョンを明確にするとともに、有望ビジネス候補をインキュベーションすることにより、会員の立体映像関連のビジネスへのチャンスを提供し、立体映像表現技術の産業化に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 立体映像産業の全体ビジョン調査・策定事業
- (2) 立体映像に関する産業化・ビジネス化のための推進課題の明確化、実現対策の検討・立案事業
- (3) 会員によるビジネスの具現化に向けた共同開発の推進支援事業
- (4) 他の団体と連携・情報の相互補完・活動の共同化事業

(会 員)

第4条 本会は、第2条に定める目的に賛同し、本規約を遵守し、積極的に活動に参画することが可能で、幹事会によって入会を承認されたものを会員とする。本会の会員は以下に掲げる正会員および準会員により構成する。

- (1) 正会員
 - (1-1) 法人会員：企業等法人格を有する正会員。
 - (1-2) 教員会員：大学等に所属する教員である正会員。
- (2) 準会員
 - (2-1) 個人会員：個人である準会員。

(協賛団体)

第5条 本会活動に賛同する団体等を協賛団体とする。
協賛団体は、以下に掲げる団体により構成する。

- (1) 学術団体
関連学術学会、各種業界団体。
- (2) 交流団体
コンテンツクリエイターで構成される法人、または団体。

(組織構成等)

第6条 本会は総会、会長、副会長、幹事会、運営委員会、ワーキンググループ、アドバイザーコミッティ、および顧問、監査、事務局によって構成される。

- (1) 総会
総会は本会の最高議決機関とする。総会は本会正会員によって構成される。
- (2) 会長、副会長
会長は、本会正会員より総会によって1名選任されるものとし、本会を代表する。会長は、必要に応じて、会長を補佐、代行する副会長を、本会正会員から任命する。会長及び副会長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(3) 幹事会

幹事会は、会長、副会長及び幹事数名で構成する。幹事は本会正会員から会長が任命する。会長は、必要に応じて、代表幹事を、幹事の中から1名任命する。幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(4) 運営委員会

運営委員会は、諸業務の企画、計画、運営、実行を担当する。運営委員会は、会長、副会長、幹事数名、運営委員数名で構成する。運営委員は、本会会員から幹事会が任命する。運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(5) ワーキンググループ

ワーキンググループは、会員によって構成される。ただし、ワーキンググループを構成する会員により選出された非会員を、幹事会の承認を得て、加えることを妨げない。

(6) アドバイザリーコミッティ

協賛団体により構成し、会長の要請により、幹事会との情報交換を行う。

(7) 顧問

顧問は、本会の運営全般に関して助言を行う。顧問は、本会の設立やこれまでの運営に尽力された方の中から、幹事会が任命する。顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(8) 監査

監査は、総会により2名選任されるものとする。監査は、本会の会計状況を監査し、総会に報告する。監査の任期は1年とする。

(9) 事務局

本会の運営を補助する事務局を設ける。

(幹事会の役割)

第7条 幹事会は、本規約に基づいて以下に掲げる事項を決議、執行する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会活動に関する事項

(ワーキンググループの進め方等)

第8条 本会は、第3条に定めた事業を行うために、幹事会の承認のもとワーキンググループ（以下WGという）を設置し、各種事業を進めることができる。

- (1) WGは、半期に一度活動内容の報告を本会にしなければならない。
- (2) WGから、具体的な共同開発等のプロジェクトチーム（以下PTという）が生じた場合には、WGはその旨を幹事会に報告しなければならない。
- (3) PTは、独自に守秘義務を設定し、特許の共同出願などを行うことができる。
- (4) PTにおいて生じた一切の事項については、本会はその責を負わない。

(総会)

第9条 総会は本会の最高議決機関とする。

- (1) 総会は、会長が招集する。
- (2) 総会の議長は、会長が務める。
- (3) 会計年度のはじめに総会を開催し、次の各号にあげる事項について審議する。
 - <1>規約に関する事項
 - <2>事業計画及び事業報告に関する事項
 - <3>予算及び決算に関する事項、
 - <4>その他会の運営・報告に関する事項

- (4) 総会は、正会員の1/3以上の出席をもって成立する。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したもの及び他の正会員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。
- (5) 総会の決議は過半数の賛成で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- (6) 必要があれば幹事会の承認を経て、臨時総会を開くことができる。

(対外発表)

第10条 会員が本会の名称・活動を主体的に出す対外発表については、事前に幹事会に通知する。

(会費)

第11条 本会に参加する会員の参加方法を次のように定め、年会費を徴収し、会の運営に当てる。

- (1) 法人会員：80,000円/年
 - (2) 教員会員：5,000円/年
 - (3) 個人会員：5,000円/年
- ただし、納入された会費は返還されない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり翌4月30日に終わる。

(規約の変更)

第13条 本規約の変更は、総会出席会員の過半数の賛成で可決しなければならない。

(事務局)

第14条 本会の事務局を東京都あるいは首都圏に置く。

(参加・脱退)

第15条 本会への参加・脱退は、幹事会の承認を得るものとする。また、本会の趣旨に反する行為がある場合は、幹事会の決定により退会させることができる。

(解散)

第16条

- (1) 本会の解散は総会の承認により決定する。
- (2) 本会を解散する場合は、残余財産は、立体映像産業の推進に寄与する公益団体に寄与するものとする。

(責任)

第17条 本会活動において、会員間で不利益を被る行為や会員間の疑義等が発生した場合は、会員当事者間でこれを解決するものとし、本会は一切の責任を負わない。

(細則)

第18条 本会運営上の細則は、必要に応じて別途定める。

(付則)

本規約は設立時より実施する。